

**厚木市住みよいまちづくり条例に基づく
森の里東地区の都市計画変更素案に関する説明会(要旨)**

1 開催日時

令和6年1月31日(水) 午後7時から午後7時45分まで

2 開催場所

小鮎公民館 集会室

3 参加者数

9人

4 事務局等出席者

(1) 厚木市まちづくり計画部都市計画課

課長、まちづくり政策係長、係員

(2) 厚木市都市整備部まちづくり推進課

森の里東・酒井地区整備担当課長、森の里東・酒井地区整備係長、係員

5 説明会の経過

スライド資料に沿って説明(資料参照)

森の里東地区の都市計画変更素案について

6 質問と回答(概要)

質問

緑地の変更が必要となった背景について、特に、斜面地を緑地という扱いにすることについて、考え方を教えてください。

回答(都市計画課 まちづくり政策係長)

緑地につきましては、森の里東地区を市街化区域に編入する際、都市計画に定めましたが、その後造成工事を進めるに当たり、都市計画で定めている区域等の変更が生じたため、今回変更をするものです。

なお、斜面地のうち緑地として保全していく箇所につきましては、地区施設の緑地として位置付け、地区内の緑地が当初の計画から減少しないようにしております。

質問

資料には道路についての記載がありませんが、地区内のトンネル部分の道路は明日から使えるのですか。

回答(森の里東・酒井地区整備担当課長)

都市計画道路3・5・9下古沢森の里青山線のトンネル部分を含めた区間につきましては、工事は完了していますが、供用開始は令和6年度末頃を予定しております。当該区間は、現在市で工事を進めている都市計画道路3・3・5厚木環状3号

線に接続することから、厚木環状3号線の一部区間の供用開始に合わせて、供用を開始する予定です。

質問

緑地について、土地区画整理事業の中で全体の面積のうち何割を確保する、という基準はありますか。

また、今回の変更によって、地区内の緑地は0.6ヘクタール増加するとのことですが、のり面を緑地として扱うことで全体の緑地面積を確保した、という理解でよろしいですか。資料のスライド10の写真を見ると、当該地は急斜面となっていますが、この場所を緑地として扱うことについて、管理の面も含めて考え方を教えてください。

回答（森の里東・酒井地区整備担当課長）

土地区画整理法上は、緑地の配置についての基準はありません。なお、公園の場合は施行地区の面積の3パーセント以上という基準がありますが、森の里東地区においては、同法施行規則のただし書きの規定により公園は整備していません。

また、都市計画緑地につきまして、他地区の愛名緑地、小町緑地及び上古沢緑地では、自然林及び市民の方に開放できるような場所を区域として都市計画に定めております。下古沢緑地につきましても、同様に、枢要な自然林について都市計画で定めるものです。地区施設につきましては、都市計画緑地として位置付ける樹林地とおおむね同じ様相であり、また、一部の斜面地については、造成緑地となりますが、厚木市の公園緑地課に引き継ぎをし、今後も保全していくことから、地区施設の緑地として位置付けるものです。

質問

基準がないのであれば、必ずしも斜面地を緑地として指定しなくてもよいのではないのでしょうか。斜面地の管理は相当大変だと思います。

安全性も含めて、緑地を位置付ける必要性についての考え方を教えてください。

回答（森の里東・酒井地区整備担当課長）

平成26年に森の里東地区を市街化区域に編入する際、神奈川県との協議を経て緑地に関する都市計画を定めました。その後、工事によって、のり面が造成されたことなどから、今回、都市計画緑地の区域を変更するとともに、地区施設の緑地の配置を組み直し、地区全体としての緑地を確保するため、都市計画の変更を行うものです。緑地の将来的な管理者である厚木市の公園緑地課と協議した上で、今回の都市計画の案を作成しております。

なお、斜面地のうち、道路区域に含まれる部分は緑地として位置付けません。

また、安定した角度で切り土を行っており、安全面での問題はございません。

以上